

須恵町子ども読書活動推進計画

平成24年10月

須恵町教育委員会

はじめに

読書は、子どもの成長過程で、言葉を学び、感性、情操を育み、表現力を高め、創造力を豊かなものにしてくれます。また、読書で培った豊かな感性や表現力によってコミュニケーションを円滑にし、人間関係の基礎を築くことができます。このように、子ども達が長い人生をより深く生きていく上で欠く事ができないものです。しかし、高度経済成長期を経て、飽食の時代へと移り変わる急速な変化の中で、映像文化が進歩し、すさまじいスピードで家庭の中に浸透してきました。インターネットやテレビゲームなどの発展で、子どもたちを取り巻く環境が大きく様変わりし、マニュアル（手引書）どおりの行動や言動などが、読解力・表現力・想像力の著しい低下に繋がり、自分を取り巻く人たちとのコミュニケーションがとれず、衝動的（暴力でしか表現できない）な行動を引き起こしている社会現象が懸念されています。

このような状況の中、国は平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明示しています。また、平成14年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、その推進に努めており、福岡県においても、法律に基づき、平成16年に、福岡県内の読書に関わるあらゆる機関、施設、団体等が、子どもの読書活動を推進していくための総合的な指針である「福岡県子ども読書推進計画」を策定しています。

本町においても、子どもの読書活動を社会全体で推進することは、極めて重要であるとの考えから、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づいて、「須恵町子ども読書活動推進計画」を策定しました。この計画は、今後5年間須恵町における子どもの読書活動を推進していくための基本的な方針を示したものです。

今後、この計画を通して、家庭・地域・学校等が主体的に取り組むとともに、お互いに連携して、「子どもの読書活動推進」に取り組めるように、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案を頂きました須恵町社会教育委員の皆様に対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

平成24年10月
須恵町教育委員会

目次

I 基本的な考え方

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 読書の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画推進のための基本方針・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進・・・・ 2
 - (2) 図書館及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化・ 3
 - (3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・・・・ 3
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

II 推進のための方策

第1章 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

- 1 家庭・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 図書館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) その他公共施設・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 小学校・中学校・・・・・・・・・・・・ 7
 - (2) 幼稚園・保育所・幼児園・・・・・・・・ 8

第2章 図書館および学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

- 1 図書館等との連携・協力・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 ボランティア団体との連携・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 学校図書館との連携・・・・・・・・・・・・ 9

第3章 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

- 1 「子ども読書の日」を中心とした事業の実施・・・・・・・・ 10
- 2 町広報誌や図書館だよりを活用した啓発広報の推進・・・・ 10
- 3 ホームページなどを活用した啓発広報の推進・・・・・・・・ 10
- 4 「読書週間」を中心とした事業の実施・・・・・・・・ 11
- 5 読書感想文コンクールによる読書活動の振興・・・・・・・・ 11
- 6 読書リーダー養成による読書活動の充実・・・・・・・・ 11

- 資料「子どもの読書活動の推進に関する法律」・・・・・・・・ 12

I 基本的な考え方

1 基本目標

(1) 読書の意義

子どもは、年齢に応じた本に出会い、保護者などが読み聞かせを行うことで、イメージを膨らませ、あるときは主人公や登場人物になりきり、本の世界に入り込みます。この体験によって、視野が広がり、言葉や心理を理解し、子ども自身が正しい判断力を持ち、思いやりの心を見出しながら成長していきます。

しかし、テレビ、インターネット、ゲームなどのさまざまな情報メディアの発達、普及により、子どもたちを取り巻く読書環境は大きく変化し、子どもの読書離れや国語力低下が懸念されるようになってきました。

須恵町では、子どもの読書活動を推進するために、ボランティアとの連携による図書館でのおはなし会、乳幼児と保護者がともに絵本に親しむことができる機会を提供するブックスタート、学校での「朝の読書」や読み聞かせ等様々な取り組みを展開しています。これらの取り組みをさらに充実させるために、また、子どもの健全な成長を支えるためにも、家庭、地域、学校の関係機関、各種団体の連携を強め、社会全体で積極的に推進していく必要があります。

(2) 計画の目標

子どもがそれぞれの発達段階・個性に応じ、自主的な読書活動が推進できるような環境の整備を推進します。

子ども（おおむね18歳以下を指します。）の読書活動を推進するためには、すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、それぞれの子どもの発達段階・個性に応じた、本と出会うきっかけを作り、興味・関心を高め読書活動の範囲を広げ、様々な読書体験ができるような環境づくりを推進することが必要です。

幼児期において、保護者による本の読み聞かせは大切な体験となります。子どもは絵本の絵を見ながら語りかけられる事により、想像力を高め、言葉を学ぶだけでなく、保護者と子どもの絆が強まり、読書を楽しむきっかけが生まれます。

また、地域の図書館などを利用して、親子・家族など大人と子ども

もがともに読書を楽しむ時間をつくることも大切です。

小学生は、文字を覚え、主体的に読書を行う習慣を身につけていくように読書の楽しさを体験できる機会を設け、読書に対する興味・関心を一層高める事が重要です。

そのためには、学校における教育活動の中だけでなく、あらゆる機会を通して、学校図書館や地域の図書館、読書推進ボランティア団体・グループなどがそれぞれ子ども読書活動を推進するために期待される役割を果たすとともに、相互に連携した取り組みを進めることが必要です。

2 計画の位置付け

この計画は、「子ども読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」第9条第2項に基づいて策定するもので、須恵町における子どもの読書活動を推進していくための総合的な指針として定めるものです。

また、この計画は国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平成14年8月）」と福岡県が策定した「福岡県子ども読書推進計画（平成16年2月）」を基本として策定するものです。

3 計画推進のための基本方針

子どもの読書活動を推進するため、3つの基本方針を掲げ、その推進に努めます。

3つの基本方針

- 1 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進
- 2 図書館および学校図書館との連携・協力・ネットワーク化
- 3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

(1) 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

子どもの読書に関する環境として、大別すると、家庭・地域・学校があげられます。この家庭・地域・学校が、子どもの読書活動を推進していくために担うべき役割、課題を把握し、今後推進していくべき方向性を明らかにする必要があります。

まず、家庭は、乳幼児期の読書習慣を形成するのに重要な役割を

持っており、また、地域と共に、休日の時間の過ごし方を考える主体的な立場にあります。

地域には、地域内に在住する子どもの読書活動に関する施設、機関、団体・グループなどがあり、特に図書館は、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。図書館を中心に、読書活動推進団体等が従来から行なっている読書活動の推進のための取り組みをさらに充実させる必要があります。

学校は、国語科などの各教科、道徳・特別活動、総合的な学習の時間を通じて、多様な読書活動が展開されているところです。また、学校図書館を活用した子どもの読書活動の推進が期待されています。

(2) 図書館および学校図書館との連携・協力・ネットワーク化

子どもの読書活動を一層推進していくためには、それぞれの関係施設が有機的に連携・協力し、ネットワークを形成することが重要です。特に、子どもの読書活動推進の中心となる地域の図書館と学校図書館の連携を強化していく必要があります。

(3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するには、子どもの読書の意義や重要性について、町民に対して理解と関心を深める必要があります。

子どもは、読み聞かせによって保護者の愛情と共に読書の楽しみを知り、また、大人の読書に対する認識が、子どもの読書意欲を高めます。特に、保護者、教職員、保育士等が、子どもの読書活動の意義を理解し、積極的に推進、協力することによって、各関係機関、団体等が行う読書推進の取り組みがスムーズに実施できます。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

Ⅱ 推進のための方策

町内全域にわたって、総合的かつ継続的に、子どもたちの読書活動を推進するために取り組む具体的な方策を示します。

第1章 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

1 家庭

子どもが幼いころから、本に親しみ、本の楽しさを知るためには、家庭における読書環境の充実が重要です。子どもは、身近なところに本があり、保護者から読み聞かせをしてもらったり、保護者と一緒に本を楽しんだりすることで、言葉や読解力以外にも想像力や自分で考える力、豊かな感性や情操、思いやりの心などを学びながら成長していきます。特に乳幼児期の親子のふれあいや様々な経験、言葉かけ、読み聞かせ等は、その後の読書活動に良い影響を与えます。

そこで、読書を楽しむ環境づくりと共に、家庭での読み聞かせの大切さについて啓発していきます。特に、保護者が乳幼児と楽しい時間を過ごすためのコミュニケーションの道具の1つとして、絵本が活用されるように働きかけます。

また、いつも身近にいる大人が日頃から本を読んだり、一緒に図書館などへ出かけたりするなど、子どもと共に読書を楽しもうとする雰囲気づくりの重要性を啓発していきます。

① ブックスタート事業の推進

平成15年8月から乳幼児とその保護者を対象に、読み聞かせの説明と共に絵本を手渡し、絵本を仲立ちとして、温かいふれあいの時間を共有することを勧めるブックスタート事業を実施しています。この事業は、絵本の楽しさを知ってもらい、子どもの心を豊に育てるための第一歩として、とても効果的であるため、今後もこの事業を継続していくと共に一層の充実を図っていきます。

② おすすめ絵本リストなどの活用

ブックスタート事業の時に配布しているおすすめ絵本リストの内容の充実を図り、図書情報の提供を行なっていきます。

③ 広報の充実

家庭における子どもの読書活動の推進には、保護者の理解が必要不可欠です。そのためには、家庭における読書の習慣化を促すよう広報等を通じて啓発に努め、その重要性について保護者の理解を高めていきます。また、子どもに読ませたい本の選択の幅を広げるために、より多くの図書を紹介していく工夫を行います。

2 地域

子どもたちが読書の楽しさに気づくためには、身近なところに本と出会える環境つくる必要があります。図書館は、子どもたちにとっても保護者にとっても、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所であり、読み聞かせや紙芝居などが楽しめ、本を通じて知る楽しみなども得られる場所でもあります。そこで、図書館の様々な活動に関わる団体への支援などを行い、おはなし会や図書館行事の充実を図るとともに、読書に関する相談を受けるなど、子どもの読書活動の充実を推進していきます。また、子ども達が自分で行くことができる距離に図書館がないなど、図書館では、カバーできない地域については、身近な公共施設等に図書コーナーを設置するなど、子どもが本と親しめる環境整備に努めます。

(1) 図書館

① 環境づくり

子どもたちが、本を好きになる、本を読みたくなるような図書館の環境づくりに努め、子ども達が多くの本の中から目的の本を探す事ができるように、図書の配列や案内・サイン表示など設備環境の工夫を行います。

② 選書・収集・提供

魅力的な子どもの図書の充実に努め、特に中高生に読書の楽しみの機会を提供し、読書への関心を深めるための図書の充実を図ります。また、利用者のニーズに合った図書館の資料を収集するために、日々選書の充実に努めます。

③ レファレンス（調べもの・探しものをお手伝いすること）

子どもたちにとって自分の読みたい本、調べたい本を、工夫された図書配架や十分な案内がなされていても、豊富に揃えられた本の中から手にするのは難しいものです。そのため、より多くのレファレンス事例の把握、研修会への積極的な参加などにより職員を育成し、知識を深めることで、きめの細か

い、より良いサービスの充実を図ります。また、子どもの興味に応じた本の選び方などの相談に応じるなど、子どもたちの読書活動を推進していきます。

④ 団体貸出（現在月 1 回最終水曜日に実施）

図書館では、魅力的な子どもの本の収集に努め、楽しい本との出会いの場を提供しています。しかし、これだけでは、来館できる子どもたちへのサービスに留まります。そこで、町内の子どもたち全員に均等な図書館サービスを提供するために、学校をはじめ、各施設へ団体貸出の趣旨の理解を深め、団体貸出の回数増加に繋がるように努めます。

⑤ 図書館行事の開催

図書館に求められているのは、図書・資料を収集し、整理・分類して子どもたちに提供していく努力であり、それ以外に保護者への家庭における読書の意義等を共に考えていく働きかけです。そこで、子どもが楽しんで参加できる事業や、子どもと本を結びつける様々な事業を開催し、保護者にも広く読書の楽しさや情報を伝えていく機会を提供します。また、ボランティア団体と協力し、第 1・2・3 土曜日に実施している「おはなし会」、第 3 木曜日の「赤ちゃんおはなし会」や、第 4 土曜日に開催している「工作教室」などの充実を図ります。

(2) その他公共施設

① 保健センター（健康福祉課）

乳幼児が絵本と初めて出会い、親子の絆を深めるブックスタート事業の実施に当たっては、図書館と健康福祉課とが連携して行なっています。今後も保健センター等での子育て支援事業との協力・連携を強化し、一層の充実を図ります。

② 公民館・子育て支援部会（共生のまちづくり推進協議会）

身近な図書館づくりとして図書館ではカバーできない地域については、住民の身近にあり、親しまれている施設である公民館、子育て支援部会の中に図書コーナーを設置するような、身近な施設を活用した拠点づくりを検討していきます。

③ 学童保育所等

放課後における読書活動推進のため、図書館の団体貸出等を利用して図書コーナーを設置し、遊びの中で本とふれあい、読書に親しむ環境をつくっていきます。また、読書ボランティア等の協力を得ながら、おはなし会を行ったり、楽しい読書行事を開催するなど、子どもの読書環境の向上を図ります。

3 学校

学校は、子どもの言語習得・発育段階に応じ、読書意欲や習慣を形成していく上で、最も重要な役割を担っています。また、学習指導要領において、全ての教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間に共通する配慮事項として、「児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」が明記されており、児童生徒の主体的な学習活動を支えるためにも、学校図書館の役割がますます重要性を増しています。

そのため、学校図書館を基軸として学校教育における学びを支援するとともに、子どもの読書を保障する施設としての認識を新たに、全教職員、特に国語科の担当教諭自身が読書の喜びや意義についての理解を一層深め、子どもたちに伝え、指導していくことに努めます。

また、幼児期の読書体験は、小学校や中学校における読書へと発展的に波及していく効果が期待され、成長して大人になってからもずっと残るものです。そのため、幼稚園や保育所では、子どもたちが読書に親しんでいくための基礎づくりに努めます。

(1) 小学校・中学校

① 司書教諭・図書館司書の配置

司書教諭については、12学級以上の学校に配置することが義務付けられ、学校の読書環境を整備する上で大変重要な役割を担っています。司書教諭は、他の教職員と同様に、学級担任や教科担任の職務を兼ねているので、教職員の中心となって図書館資料の整備や、利用方法の具体的な指導等を行い図書館の有効利用が図られるように努めます。また、子どもたちが読みたい本、知りたい情報を確実に手にするには、図書資料に精通した学校図書館司書が大きな役割を果たします。そのためには、各学校図書館への司書配置に努め、近隣の学校司書間での情報交換や研修会への積極的な参加により、司書の資質向上に努めます。

② 教職員全員の連携・協力体制の確立

各学校において、子どもの読書活動を推進するためには、司書教諭・図書

館司書を中心に、全教職員との連携をとることが不可欠です。そのためには、一人一人の教職員が、子どもたちの読書活動を推進していくために学校の果たすべき役割を十分認識し、全教職員が連携・協力して読書指導に努めていける校内の体制づくりに努めます。

③学校図書館の整備と蔵書の充実

子どもたちが幅広いジャンルから沢山の本を選び、多くの図書に触れる機会が持てるように、図書館司書・司書教諭を中心に選書の充実を図り、「学校図書館図書標準」に基づいた蔵書数が達成できるよう努めます。また、図書館の団体貸出制度の利用により資料の充実を図り、児童が自ら図書を探ることができ、読書がしたくなるような配架やレイアウトの工夫を図ります。

④読書時間の確保

現在、各学校で実施している「朝の読書」や、保護者やボランティアによる「読み聞かせ」等は、児童生徒が読書の楽しみや喜びを知り、言葉を獲得し想像する力を身につけ、豊かな情操を育んでいくことができ、家庭生活や学校生活に好影響を与えているなど、学習面や生徒指導上で多くの成果をあげています。そのため、子どもの実態や各学校の状況等を考慮しながら、定期的・継続的な読書活動を一層推進します。

(2) 幼稚園・幼児園・保育所

乳幼児期は、好奇心を高めていく時期にあたり、子どもたちが読書に親しんでいくための基礎を形成する上で特に重要と考えられています。乳幼児期における子どもの読書活動は、読み聞かせを中心とした取り組みになります。そのため、幼稚園・幼児園・保育所の保育士一人一人が、園内・所内において読み聞かせを行い、子どもたちに日常的に本の楽しさを伝え、絵本や物語に親しむ機会を積極的につくっていきます。また、幼稚園・幼児園教育要領及び保育所保育指針に基づき、保護者に対して、絵本に触れさせる大切さ・必要さの理解を求めていきます。さらに、図書館の団体貸出制度を利用して、幼稚園・幼児園・保育所において多くの本に出会えるような環境づくりに努めます。

第2章 図書館及び学校図書館等の連携・協力・ネットワーク

子どもの読書活動の推進には、行政ばかりでなく、家庭・地域・学校・ボランティア団体など全ての人たちが、それぞれの役割を果たし、自らの責務を認識する必要があります。また、それぞれ独自の展開を図って行くことも大切ですが、お互いに連携・協力し取り組むことにより、大きな成果が期待できます。そのため、関係機関・団体が連携・協力できる体制を整えるとともに、より一層の連携強化を図るように努めます。

1 図書館等の連携・協力

図書館は、相互に連携、協力し合うことで、図書資料や情報について相互利用や協力活動を行うことができます。このことは、子どもの読書活動を推進する上で大変重要です。そこで、県立図書館および他市町村立図書館との連携を積極的に図り、須恵町の特性を生かした、子どもの読書活動を推進していきます。行政内部においては、図書館を中心に社会教育課・子ども教育課・健康福祉課などの関係課との連携を強化し、推進のための体制整備を図っていきます。

2 ボランティア団体との連携

現在、須恵町図書館に登録しているボランティア団体は6団体あります。毎月第1・2・3土曜日、第3木曜日に交代制で「おはなし会」を行い、第4土曜日に「工作教室」を行い、子どもの興味を本に向け、読書の習慣を付けさせる取り組みにおいて、ボランティア団体はその役割を十分に果たしてきました。

このボランティア団体のさらなる育成を図るとともに、図書館とボランティア団体、ボランティア団体同士の情報交換会などを実施し、連携・協力体制を強化していきます。

3 学校図書館との連携

町内の学校図書司書・司書教諭と図書館との話し合いを毎月定期的に行い学校と図書館とが一体となって子どもたちの読書活動を勧めます。また、学校と連携・協力し、子ども対象の読書推進行事を実施することで、子どもに本の楽しさを伝え、読書に対する興味・関心を持ってもらうよう努めます。

第3章 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの読書活動を推進するには、様々な場や機会を活用して理解・啓発を図る必要があります。そのため、「子ども読書の日」を中心に、子どもの読書環境を整え、読書活動を推進できるよう、関連事業の活発な実施を促します。

また、子どもの読書活動に関する情報が効果的に住民に届くよう、家庭・地域・学校の関係機関・団体が連携・協力し、啓発広報を進めるように取り組みます。

1 「子ども読書の日」を中心とした事業の実施

「子ども読書の日（4月23日）」は、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、「子ども読書活動の推進に関する法律」において定められました。その趣旨に沿った様々な行事を、子どもの読書週間や秋の読書週間を中心に開催します。また、この機会に、保護者に対して子どもの頃から読書に親しむ事の重要性や読書が子どもに与える効用について啓発を行なっていきます。

2 町広報や図書館だよりを活用した啓発広報の推進

現在、町が発行する広報に毎月1回、図書館だより（毎月の行事、図書紹介）を多彩な紙面で紹介しています。その広報や広報の届かない広域利用者等のためには、図書館が発行する「図書館だより」を有効的に活用し、子どもの読書活動推進に関する理解と啓発を図ります。また利用者の選択の幅を広げるためにも、より多くの図書を紹介するなど掲載の工夫を図ります。

3 ホームページなどを活用した啓発広報の推進

ホームページを活用して、子どもの読書推進に関する様々な情報を提供し、子どもの読書活動の大切さについて社会的理解を求めていきます。また、よく借りられている本などを紹介することは、読書に興味を持とうとしている、読書に面白さを感じ始めている子どもたちに、読書の楽しみを知ってもらう方法として有効な手段であります。そのため、定期的に人気本の把握を行い、館内にわかりやすく紹介するなどの工夫を行います。

4 「読書週間」を中心とした事業の実施

読書週間（文化の日を中心とする2週間）にあわせて、としょかんまつりを行なっています。ブックリサイクル（除籍資料の無料配布）やおはなしリレー（複数のボランティア団体で行われるおはなし会）・工作教室やしおりづくり（毎年約500人以上の方が参加）などを行なっています。

5 読書感想文コンクールによる読書活動の振興

町内の小・中学生を対象に町独自に読書感想文のコンクールを行なっています。特に優秀と認められた作品には、特別賞が授与されます。

6 読書リーダー養成による読書活動の充実

主に小学生の図書委員を中心とした読書リーダーを養成しています。読書リーダーに選ばれたひとは、図書館の仕組みや読み聞かせの基礎・基本的な技術などを学びます。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

須恵町子ども読書活動推進計画

平成24年10月

発行 須恵町教育委員会

福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地

TEL 092-932-1151

FAX 092-933-6579